

岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と（団体の長）（以下「乙」という。）とは、岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「岐阜DWA T」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、岐阜DWA Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者を支援すること等を目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、岐阜DWA Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要援護者の支援活動を行う必要があると判断し、第2条の名簿から岐阜DWA Tの構成員を選定した場合は、乙に対し当該構成員の派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（岐阜DWA Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する岐阜DWA Tの派遣先は、原則として岐阜県内とする。ただし、岐阜県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に岐阜DWA Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、岐阜県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 岐阜DWA Tは、避難所等において福祉サービスの提供及び必要な福祉支援を行うこととする。

（指揮命令）

第5条 岐阜DWA Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

（移動手段）

第6条 岐阜DWA Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、当該構成員が属する施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、岐阜DWA Tの業務に関連する事故に対応するため、岐阜DWA Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した岐阜DWA Tの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村に岐阜DWA Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、岐阜DWA Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(岐阜DWA T以外への協力)

第9条 乙は、岐阜DWA Tへの協力のほか、資器材や備蓄品の融通など、甲の災害福祉施策に協力するものとする。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

附 則

1 この協定は、令和3年8月13日から施行する。

2 平成27年4月3日締結の協定は、令和3年8月12日限りで廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和3年8月13日

甲 岐阜県
岐阜県知事 古田 肇 印

乙 (所在地)
(団体名)
(代表者 職 氏名) 印